



(別紙 1)

30環活第570-15号

令和元年9月4日

国土交通省中部地方整備局長 殿

愛知県知事



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書についての知事意見  
について (通知)

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定  
に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市町長（常滑市長、知多市長、美浜町長）の環境の保全の見地からの意  
見は、別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電話 052-954-6211 (ダイヤル)

## 中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

### 1 全般的事項

(1) 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、工事期間が長期にわたる計画であることから、常に環境保全対策に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

また、工事の進捗状況や周辺環境の変化等により様々な環境影響が想定されることから、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

(2) 埋立地の形状の複数案の比較について、評価結果の妥当性をより詳細に示すこと。

(3) 埋立地の形状及び護岸の構造の詳細な設計に当たっては、水環境、動物、植物及び生態系等への影響をより一層低減するよう検討すること。

(4) 環境監視調査の具体的な計画が明らかになっていないことから、調査地点、期間、頻度、方法等の調査手法を検討し、その設定根拠も含め、評価書においてできる限り詳細に示すとともに、関係行政機関との協議を踏まえ、事業実施前に計画書として取りまとめ、公表すること。

また、計画書に基づき的確に調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや適切な措置を講ずるとともに、それらの内容を公表すること。

### 2 大気質、騒音

埋立区域に隣接する空港島には、空港、展示場、ホテル等の集客施設が存在するものの、大気質及び騒音の予測が行われていないことから、これらの影響を把握するため、空港島においても、工事の実施に伴う影響の予測及び評価を行うこと。

### 3 水環境

(1) 工事の実施に伴う水の濁りの影響を低減するため、汚濁防止膜を適切に設置すること。また、埋立工事中は各工区において十分な規模の沈殿池を設置し、維持管理を適切に行い、より一層の環境影響の低減に努めること。

- (2) 西工区における埋立ての途中形状において、新たな護岸の周辺海域における水環境の変化が見込まれるものの、準備書においては、それらの詳細が明らかになっていないことから、埋立地の存在に伴う水環境の影響の予測をより詳細に示すこと。
- (3) 準備書においては、埋立地の存在に伴う流向及び流速の影響について、変化域は伊勢湾全域に対して十分に小さいと評価しているが、埋立地周辺の狭域の海域への影響が考えられることから、当該海域における影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

#### 4 動物、植物、生態系

工事の実施に伴う影響が長期間継続する計画であること、埋立地の存在に伴い、伊勢湾の中でも特に生物の生産性が高く多様な生物の生息・生育の場である空港島西側の海域が減少することに加え、スナメリやアカウミガメ等の重要な種も確認されていることから、海域の動物及び植物の生息・生育環境への影響が懸念される。また、名古屋港ポートアイランドでは多くの鳥類の生息が確認されており、仮置土砂の搬出に伴う生息地の改変等の影響が懸念される。

このため、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、以下の事項について適切に対応すること。

- (1) 準備書においては、工事の実施及び埋立地の存在に伴う動物及び植物の生息・生育環境への影響について、周辺に同様の環境が存在することなどから影響は小さいと予測しているが、現在の生息・生育環境の重要性及び周辺環境の状況を踏まえて予測及び評価を見直すとともに、その根拠を具体的に示すこと。
- (2) 生態系において、上位性の視点から地域を特徴づける注目種として、オオミズナギドリ等の海鳥に係る影響についても予測及び評価を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

また、工事の実施及び埋立地の存在に伴う動物及び植物への影響を把握するために、的確に調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずるとともに、それらの内容を公表すること。

なお、調査及び措置の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に行うこと。

#### 5 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。

31 常環生第 304 号

令和元年 7 月 18 日

愛知県知事様

常滑市長 伊藤辰矢



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について  
(回答)

令和元年 6 月 5 日付け 30 環活第 570-3 号で照会のありましたみだしのことについて、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 市民の生活環境に十分な配慮をするとともに、生態系に及ぼす影響を回避、低減し、また水産業に与える影響を最小限とするよう環境保全措置を確実に実施すること。
- 2 環境保全措置については、今回の結果に加え、常に最新の知見を調査研究し、可能な限り環境影響の回避、低減に反映させること。
- 3 環境監視調査の実施結果の公表など、今後も積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境保全に関する要望などに適切に対応すること。

担当 環境経済部生活環境課 土井  
電話 0569 - 47 - 6115

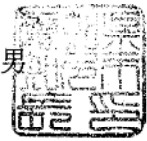


知環発第141号

令和元年7月8日

愛知県知事 様

知多市長 宮 島 壽 男



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について（回答）

令和元年6月5日付け30環活第570-3号で照会のありましたこのことについて、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業の実施に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。
- 2 環境保全のための措置を確実に実施し、環境影響の回避、低減に努めること。
- 3 環境への影響に関して新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。

（連絡先 環境政策課 電話0562-36-2660（直通））



美環発第525号  
令和元年 7月 17日

愛知県知事 様

知多郡美浜町長 齋藤 宏



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について  
(回答)

令和元年6月5日付け30環活第570-3号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 事業の完了予定が32年後であり、工事期間が長期にわたることから、事業継続中に自然環境・社会情勢等の変化が想定される。このため、これらの変化により環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、迅速かつ適切な対策を講じること。
- 2 埋立地に投入する名古屋港からの浚渫土砂の性状等を示していないことから、投入前に土壌成分・土質などを確認するとともに、積極的な情報発信を行うこと。
- 3 今回の埋立により、砂浜海岸の形状変化や海域の動物及び植物に対する影響が懸念されることから、埋立の影響について調査を行い、その結果に応じて必要な対策を講じること。
- 4 美浜町は観光・漁業を始め、海の景観を頼りにしている旅館・飲食店など多くの住民が海に関係する産業で生活している。このため、埋立の影響についての調査及び対策にあたっては、住民等の意見に配慮するとともに、環境に関する要望などに適切に対応すること。



担 当 厚生部環境課  
電 話 0569-82-1111 (内線 216・217)  
F A X 0569-82-5423  
メール [kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp](mailto:kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp)